

第282回 横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会会議録

日 時	令和4年11月16日(水曜日) 午前10時から午前11時まで
開催場所	横浜市役所 18階会議室 なみき18、19
出席委員	松本委員長、田丸委員、河村委員、三井委員、小松委員、福井委員、高杉委員
欠席委員	
開催形態	公開(傍聴者0人)
議 案	1 「第281回横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会会議録(案)」の確認について 2 放置自動車及び沈船等の廃物判定について
決定事項	1 「第281回横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会会議録(案)」を確認した。 2 放置自動車3件、沈船等1件を廃物とした。
議 事	<p>1 「第281回横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会会議録(案)」の確認について 議案に基づき、事務局が作成した第281回会議録(案)について、委員長が各委員に確認を求め、各委員からの確認を得た。</p> <p>2 放置自動車及び沈船等の廃物判定について 議案に基づき、放置自動車3件、沈船等1件について事務局が説明を行い、委員長が各委員からの質問を求めた。</p> <p>【 放置自動車 】</p> <p>(整理番号15252)</p> <p>三井委員 所有者は市内の方ですか。</p> <p>事務局 袖ヶ浦ナンバーの車両になりますが、所有者の住所は横浜市内となります。</p> <p>三井委員 仕事の関係で、このあたりを通ることがありますが、放置されている車両を見かけることがあります。輸出する車両が多い場所のため、輸出されずに放置された可能性もあるかと思えます。</p> <p>松本委員長 名義人が判明し、郵送したが所在不明ということですか。</p> <p>事務局 当初は、郵送物が届き自主撤去するよう促しておりましたが、最終的には、郵便物が届かなくなり、諮問いたしました。</p> <p>松本委員長 最初は連絡が取れたということですか。</p> <p>事務局 はい。</p> <p>松本委員長 所有者は個人の方ですか。</p> <p>事務局 はい。</p> <p>松本委員長 写真については、撮影日がわかるようにしてください。</p> <p>事務局 はい。承知いたしました。</p> <p>河村委員 車両の前方にあるタイヤは当該車両から外されたものですか。</p> <p>事務局 当該車両とは別の車両のタイヤで、放置場所に不法投棄されたものです。</p> <p>河村委員 この辺りは、他にも放置車両が多いところなのですね。</p> <p>松本委員長 車両のドアは開いている状態だったのですか。</p> <p>事務局 開いている状態でした。その他車内にも物が放置されている状態でした。</p> <p>松本委員長 令和2年7月のときには、所有者と連絡が取れていたということですか。</p> <p>事務局 はい。</p> <p>松本委員長 現在の車両の状態になったのはいつ頃ですか。</p> <p>事務局 令和2年7月から令和4年7月までの期間となります。</p> <p>松本委員長 令和2年7月の車両の状態はどうでしたか。</p> <p>事務局 タイヤがパンクしている状態でした。</p> <p>松本委員長 現在の車両の状態に廃物と判断することは容易かと思いますが、放置されていた期間に状態が大きく変わってしまったことは気になります。撤去を促す貼り紙をするかと思いますが、所有者が判明した時点で剥がすものですか。</p>

	<p>事務局 撤去を促す文書は撤去されるまで貼り続けています。本市で外すということはありません。外されている状況が確認できれば、再度貼り付けることもあります。</p> <p>松本委員長 以前も申し上げましたが、貼り紙をすることで、さらなるいたずら等を招かないかが気になります。また、大破の状態となれば行政で税金を使って処分してくれると捉えられてしまわないか懸念しています。</p> <p>事務局 郵便状況の補足ですが、計5回送付し、現在は不通となっております。</p> <p>松本委員長 整理番号15252につきましては、廃物と判定することにご異議ございませんか。</p> <p>各委員 (異議なし)</p> <p>松本委員長 整理番号15252を廃物と判定することと決定いたしました。</p> <p>(整理番号15253)</p> <p>質疑なし</p> <p>松本委員長 整理番号15253につきましては、廃物と判定することにご異議ございませんか。</p> <p>各委員 (異議なし)</p> <p>松本委員長 整理番号15253を廃物と判定することと決定いたしました。</p> <p>(整理番号15254)</p> <p>質疑なし</p> <p>松本委員長 整理番号15254につきましては、廃物と判定することにご異議ございませんか。</p> <p>各委員 (異議なし)</p> <p>松本委員長 整理番号15254を廃物と判定することと決定いたしました。</p> <p>(整理番号 船554)</p> <p>三井委員 エンジンや舵は外されている状態ですか。船舶の場合、第三者が持っていくなどいたずらされることはありますか。</p> <p>事務局 船舶の所有者が外している可能性が高いと思われます。潜水調査なども実施しておりますが、実際の状態は引き上げてみないとわからない部分があります。外観上はエンジンなどがない状態です。</p> <p>福井委員 この程度の船の場合、エンジンは4畳半の部屋の半分程度の大きさがあると思われ、簡単に外せるものではないかと思えます。エンジン内には油が多いことから、処分する前にエンジンを外すことがあります。エンジンを外して処分しようという意思はあったとも推測できます。</p> <p>高杉委員 前回の委員会の際にもありましたが、大きい船の場合、費用を要し撤去まで時間がかかるようですが、今回も撤去まで時間を要するのでしょうか。</p> <p>事務局 公費で撤去することがないよう、所有者が判明しているものについては、所有者に指導をしています。予算の中で、優先順位をつけながら、なるべく早く処分を進めたいと思います。</p> <p>松本委員長 所有者調査は沈む前から実施していたのですか。</p> <p>事務局 業務船と呼ばれる船については、港内のすべての船舶の所有者を確認するのは難しく、この水域に船があることは認識しておりましたが、沈み始めた時点で調査を始めました。</p> <p>松本委員長 船舶を引き上げれば、登録番号は確認できるのですか。</p> <p>事務局 船舶は徐々に沈んでいき、沈み始めた時点で関係機関に照会いたしましたが、その時点では確認できませんでした。大半の沈船は所有者を確認し、指導しておりますが、本件については、所有者確認ができないものとして、諮問させていただいております。</p> <p>松本委員長 船舶の場合は撤去にかなりの費用がかかりそうですね。</p> <p>小松委員 オイルフェンスで囲っているようですが、これの設置者は誰ですか。</p> <p>事務局 設置しているものは、この場所に沈船があることを示す目印のブイとなります。沈み始めた当初はオイルフェンスを設置しておりましたが、現在は油の流出が収まっている状態です。ブイの設置者は港湾局です。</p> <p>松本委員長 整理番号 船554につきましては、廃物と判定することにご異議ございませんか。</p> <p>各委員 (異議なし)</p> <p>松本委員長 整理番号 船554を廃物と判定することと決定いたしました。</p>
<p>資料 特記事項</p>	<p>1 資料 (1) 「第281回横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会会議録(案)」 (2) 放置自動車及び沈船等関連資料 廃物判定委員会諮問一覧表</p> <p>2 連絡事項 今回は、令和5年1月18日(水曜日)午前10時から、横浜市役所18階会議室 みなと1,2,3にて開催する予定である旨が伝えられた。</p>